

愛知県とベトナム社会主義共和国計画投資省との
経済交流に関する覚書（日本語訳）

愛知県とベトナム社会主義共和国計画投資省とは、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済交流の促進に協力して取り組むため、以下の認識に達した。

1. 双方地域の企業等が相互に活発な投資事業を展開することができるよう、双方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。

1) 双方は、相手方が、進出企業支援窓口の設置・運営、投資セミナーの開催、企業ミッションの派遣など、自地域において経済交流事業を実施しようとする場合、可能な限り協力する。

2) 双方は、投資の拡大に資するよう、情報交流・人材交流について、可能な限り協力する。

3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域への投資の開始・拡大に向け、可能な限り配慮する。

2. 双方の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行おうとする場合は、その都度互いに協議・調整しながら進めることとする。

日本国愛知県：産業労働部

ベトナム社会主義共和国計画投資省：外国投資庁

3. 双方は、6ヶ月前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。

4. 本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。
また、本覚書は、英語により2通作成し、双方が保有する。

2008年3月18日 名古屋

日本国愛知県
知事 神田 真秋

ベトナム社会主義共和国計画投資省
副大臣 カオ・ビエット・シン